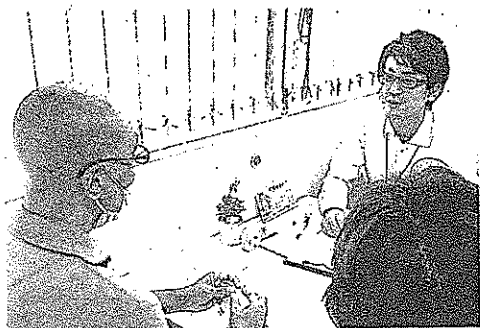


脱困窮問われる自治体

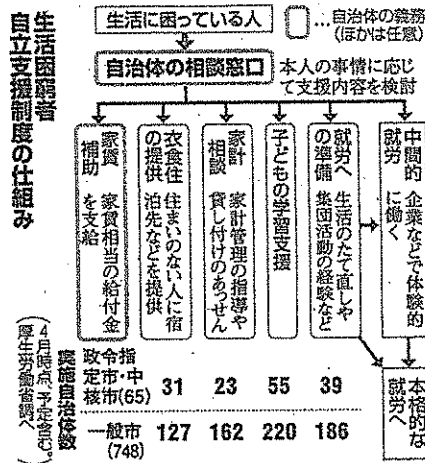
生活保護手前での支援開始3カ月

就労事業「財政的に厳しい」

生活保護を受ける手前の人たちを就労へ後押しする生活困窮者自立支援制度が開始3カ月になる。厚生労働省は生活保護に次ぐ「第2のセーフティーネット」と位置づけるが、実施を担う自治体の模索を通じて課題が見えてきた。



40代男性が仕事への復帰を自指し、母親と相談窓口を訪れた。5月上旬、名古屋市



5月下旬、名古屋市が設けた相談窓口。「生活が苦しい」「仕事に就きた」「と、仕切られたブースで相談者が訴える。相談は電話やメールを含め4月に132件。「家賃が払えず追い出された」「食へのものがない」との訴えもあった。

各自治体は支援の「入り口」となる相談窓口を4月に設けた。厚労省の目安は「相談は人口10万人あたり月20件」。20政令指定市と45中核市で計9千件にあたるが、朝日新聞の計65市への取材では4月の相談は約7千件で、下回っている。

対象者がつかめれば、自立という「出口」に向けた支援が自治体に問われる。柱となる4事業の4月の実施状況(予定を含む)を厚

少ない受け入れ先

厚労省は企業などでの「中間的就労」の普及も図る。自治体が認定した事業所で実習的に働く。本格就労への鍵となる仕組みだ。

高知市の配食サービス「あじ菜」。5月の1カ月間、40代男性の中間的就労の場となった。5年引きこもっていたという男性は、市に4月に相談。相談員の今村文哉さん(33)を知る、あじ菜の高橋今朝子所長(62)が受け入れた。

男性はあじ菜で6月からパートとして働きつつ、ハローワークにも通う。「自分に居場所があるとわかってもらえたのは」と今村さん。高橋さんは「社会全体で仕事への関口を広げて

23%、子の学習支援は34%にとどまった。各事業の実施は自治体の任意だが、全体的に4%で、44%は全くしていない。財源の3分の1から半分は自治体が負担。ある中核市の担当者は「財政的に厳しい」、政令指定市の幹部は「自治体のやる気次第」という制度で大丈夫か」と危ぶむ。

あじ菜」と話す。だが、こうした事業所はまだ少ない。計65の政令指定市と中核市での5月末までの認定は、大阪、名古屋で各2事業所、千葉、堺、高知で各1事業所だ。

受け入れると税制で優遇されるが、指導役をつける必要がある。指導料や補助金はない。無給でもよくブラック企業が参入しかねないとの懸念もある。

中間的就労の手前の段階にあたり、4事業の一つの就労準備支援に、北九州市では力を入れている。同市のNPO法人「抱擁」に委託し、あいさつに始まる生活習慣や「コミュニケーション」を指導する。市が国のモデル事業として取り組んだ昨年度は13人が参加。職を見つけた人もいたという。

ただ、抱擁の奥田知志理事長(51)は、実際に働く訓練ができる中間的就労の大切さを強調する。「事業所確保は最大の課題。受け入れ企業への更なる支援を考

えることも重要では」と(山田史比古、山根久美子)

再就職がままならなかったり引きこもったりで生活が苦しい人や、親の収入に頼りいずれ困窮しかねない人などに對し、全国の市が相談窓口を設け、町村部は都道府県が担当して自立を

生活困窮者自立支援制度

7/3 朝日